

大和市教育委員会 6 月定例会

日 時 平成 23 年 6 月 24 日

午前 10 時 00 分

場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会 議 時 間 の 決 定
- 3 前 会 会 議 録 の 承 認
- 4 会 議 録 署 名 委 員 の 決 定
- 5 教 育 長 の 報 告
- 6 議 事

日程第 1 (議案第 19 号) 平成 24 年度使用小学校教科用図書採択について

日程第 2 (議案第 20 号) 中学校公民教科書採択に関する請願 (その 1) について

日程第 3 (議案第 21 号) 中学校公民教科書採択に関する請願 (その 2) について

日程第 4 (議案第 22 号) 中学校歴史教科書採択に関する請願 (その 1) について

日程第 5 (議案第 23 号) 中学校歴史教科書採択に関する請願 (その 2) について

日程第 6 (報告第 2 号) 大和市学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 19 号

平成 24 年度使用小学校教科用図書採択について

平成 24 年度使用小学校教科用図書採択について、審議願いたく提案する。

平成 23 年 6 月 24 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

平成24年度使用大和市小学校教科用図書一覧表

種目	発行者の 番号・略称	使用 学年	教科書の 記号番号	書名	種目	発行者の 番号・略称	使用 学年	教科書の 記号番号	書名		
国語	38 光村	1	国語109	こくごー上 かざぐるま	理科	61 啓林館	3	理科307	わくわく理科 3		
			国語110	こくごー下 ともだち			4	理科407	わくわく理科 4		
		2	国語209	こくごニ上 たんぼぼ			5	理科507	わくわく理科 5		
			国語210	こくごニ下 赤とんぼ			6	理科607	わくわく理科 6		
		3	国語309	国語三上 わかば			生活	2 東書	1・2	生活101	あたらしい せいかつ 上
			国語310	国語三下 あおぞら						生活102	新しい 生活 下
		4	国語409	国語四上 かがやき	音楽	17 教出	1	音楽102	小学音楽 おんがくのおくりもの 1		
			国語410	国語四下 はばたき			2	音楽202	小学音楽 音楽のおくりもの 2		
		5	国語509	国語五 銀河			3	音楽302	小学音楽 音楽のおくりもの 3		
			国語609	国語六 創造			4	音楽402	小学音楽 音楽のおくりもの 4		
		6	国語609	国語六 創造			5	音楽502	小学音楽 音楽のおくりもの 5		
			国語609	国語六 創造			6	音楽602	小学音楽 音楽のおくりもの 6		
		書写	38 光村	1	書写105	しよしゃ 一ねん	図画 工作	9 開隆堂	1・2	図工102	ずがこうさく1・2 上 わくわくするね
				2	書写205	しよしゃ 二年				図工103	ずがこうさく1・2 下 みんなおいでよ
3	書写305			書写 三年	3・4	図工302			図画工作3・4 上 できたらいいな		
4	書写405			書写 四年		図工303			図画工作3・4 下 思いをこめて		
5	書写505			書写 五年	5・6	図工502			図画工作5・6 上 心をつないで		
6	書写605			書写 六年		図工503			図画工作5・6 下 ゆめを広げて		
社会	17 教出	3・4	社会303	小学社会 3・4上	家庭	2 東書			5・6	家庭501	新しい家庭 5・6
			社会304	小学社会 3・4下							
		5	社会503	小学社会 5上	保健	208 光文			3・4	保健304	新版 小学ほけん けんこうってすばらしい 3・4年
			社会504	小学社会 5下							
		6	社会603	小学社会 6上			5・6	保健504	新版 小学保健 見つめよう健康 5・6年		
			社会604	小学社会 6下							
地図	46 帝国	4	地図404	楽しく学ぶ 小学生の地図帳 4・5・6年 最新版							
		6									
算数	2 東書	1	算数101	あたらしいさんすう 1							
			2	算数201	新しい算数 2上						
		算数202		新しい算数 2下							
		3	算数301	新しい算数 3上							
			算数302	新しい算数 3下							
		4	算数401	新しい算数 4上							
			算数402	新しい算数 4下							
		5	算数501	新しい算数 5上							
			算数502	新しい算数 5下							
		6	算数601	新しい算数 6上							
			算数602	新しい算数 6下							

議案第 20 号

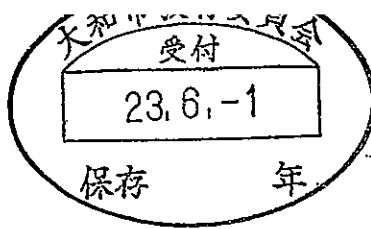
中学校公民教科書採択に関する請願（その 1）について

中学校公民教科書採択に関する請願（その 1）について、審議願いたく提案する。

平成 23 年 6 月 24 日提出


大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正



平成23年5月28日

大和市教育委員会 委員長 青蔭文雄 殿

横浜の教育を考える会 代表 

<中学校公民教科書採択に関する請願 (その1) >

憲法99条に「公務員は、憲法を尊重し擁護する義務を負う」とあり、教育基本法は前文において「日本国憲法の精神にのっとり、一この法律を制定する」とあり、中学校学習指導要領第1章第1(教育課程編成の一般方針)には「各学校においては、教育基本法——並びにこの章以下に示すところに従い、——これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする」とあります。即ち義務教育は、日本国憲法の精神にのっとり行われなければならないのであります。

中学校公民教科書の採択に当たりましては、何れの教科書が日本国憲法の精神が色濃く反映されているかの視点に立って、比較審査されますことをお願いいたします。

以下日本国憲法の精神の骨格の部分を抜粋して、比較審査の資料に供します。

- 1、自由民主主義政治制度を普遍の原理として教育すること。これに反する一切の憲法、法令を排除すること。
- 2、憲法とは、主権者たる国民と憲法との間を規律したものであること。ただし、9条だけは、日本国民の決意表明であること。(憲法は公務員との間を規律するものでない。)
- 3、国民の権利として、基本的人権を定め、憲法はこれを永久に尊重するとしていること。
- 4、国民の義務として、自由と権利を定め、憲法はこれを国民が不断の努力によって保持することについて保障していること。公務員の行政的関与は許されないとしていること。
- 5、基本的人権とは、自由・正義・世界平和の基本として国連が定めた概念の翻訳語であって、わが国が平和主義といわれる根拠となっており、国民が古から大切にしている事柄・領土・財産・習慣や家族とその共同体の固い絆のこと。国民の大義のことである。
- 6、自由と権利は、個人間の権利であって、権利の争い事は司法による判決で決められること。憲法14条から40条までである。
- 7、国民は、憲法によって尊重され保障されている事柄は、公務員を選任・任用して、奉仕者として奉仕してもらうことになっていること。
- 8、公務員は、国民全体の奉仕者として、国会、内閣、司法、地方自治について、国会が定める法律に従って国民に奉仕すること。選挙権行使等の例外を除き公務員は、国民の権利・義務を有しない。(国公法102条参照)それ故に功労のあった公務員には、国民統合の象徴である天皇陛下から叙勲が授けられ、不幸にして命をなくした公務員は靖国神社に英霊として祀り、末永く感謝の念を捧げる国民的慣習がある。以上

追って、本請願は、神奈川県教育委員会委員長 平出彦仁殿宛に5月27日付同文にて、請願させていただきます。

議案第 21 号

中学校公民教科書採択に関する請願（その 2）について

中学校公民教科書採択に関する請願（その 2）について、審議願いたく提案する。

平成 23 年 6 月 24 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正



平成23年5月28日

大和市教育委員会 委員長 青蔭文雄 殿

横浜の教育を考える会 代表

<中学校公民教科書採択に関する請願 (その2) >

<日本精神とは「約束を守り、礼節を重んじ、嘘をつかず、金で動かない、勇気がある」ことである>と、日本人の心をこのようにとらえている公民教科書をできるだけ探していただき、それに近いものを採択していただきたくお願いいたします。

これは、台湾の李登輝元総統の言葉でありまして、私も海外生活の経験に照らして同感であり、生徒がこれからの国際社会に生きるために、育まれなければならない力であると思うからであります。

以下に、背景を述べます。

それぞれの国民には、その国民の歴史からかもし出されたその国民独特の精神・気質があります。所謂アイデンテティといわれるものの一つであります。児童の権利条約第8条（アイデンテティの保全）には、「不法に干渉されることなく児童が保持する権利を尊重することを約束する」として、わが国は保全することを公約しています。

ヤンキースピリットやゲルマン魂に等しい日本人のアイデンテティは、日本精神、大和魂、義の心等いろいろありますが、これを公民の授業の中で教育すべきであります。

「日本人は民度が高いから、大震災の災害地でも混乱がおきません」とテレビで米国人が言い、同じ事を大勢の外国人が言いました。これも私たちのアイデンテティですが、これは先輩が残したものであって、中学生はこれからこのような人格形成に励まなければなりません。

私は、ニューヨークで5年間滞在、職場には500人のアメリカ人の部下が居ました。その後、シンガポールで4年間滞在、支那人、マレー人、インド人18人の部下と広東人、福建人、潮州人、客家、海南人、上海人、北京人（全部言語が異なり互に通じない）1100社の現地中小企業と取引関係を持ち、その後、今度はソウルで2年間70人の韓国人の部下に囲まれて100社の現地中大企業と取引する生活をしました。そこで、日本人は世界中の人々から畏敬の念を持って見られており親しまれて信頼されていることを知りましたが、世界中で支那人といわれている人から、日本人だけが中国人と言わされる背景も知りました。

今の中学生は、私が外国人と関係を持った以上の多くの外国人と付き合いなければ生活できないと思います。そしてその中で、リーダーとして認められるかどうか、決定的に生活水準となって跳ね返ることでしょう。それは、その人の能力・人格・覇気によるのですが、部下を従える最低の素養として上記日本精神を身につけておくべきであります。以上

追って、本請願は、神奈川県教育委員会委員長 平出彦仁殿宛に5月27日付同文にて、請願させていただきます。

議案第 22 号

中学校歴史教科書採択に関する請願（その 1）について

中学校歴史教科書採択に関する請願（その 1）について、審議願いたく提案する。

平成 23 年 6 月 24 日提出


大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正



平成 23 年 5 月 31 日

大和市教育委員会 委員長 青蔭文雄 殿

横浜の教育を考える会 代表 

< 中学校歴史教科書採択に関する請願 (その 1) >

(請願の趣旨)

中学校歴史教科書の採択に当たりましては、国が国民に永久に保障した基本的人権を尊重する憲法の精神にのっとり、次の観点に立って採択されますことを請願いたします。

- 1、家族愛、民族愛、国家に対する愛情ひいては世界平和の心を育む教科書の採択
- 2、史実を暖かい心で受止めて、国民の団結心を育む教科書の採択
- 3、古の国民の生活の営みから滲み出て堆積し、固有の尊厳と化した基本的人権の形成に努力した個々の人間の努力を学ぶことを通じ、日本人の誇りを育む教科書の採択
- 4、史実を理由に人が虐げられる記述が多く、自己嫌悪に陥らせる教科書の徹底的排除
- 5、史実を現在の価値観で断罪し、暗黒の歴史としてしまう教科書の排除
- 6、他国尊重に拘って、サンフランシスコ平和条約によって戦争当事国間で大赦が成立し、あるいは国連加盟によって世界中の国々が対等であることを忘却して、わが国を今なお虐げ誹謗する教科書の排除

(請願の理由、背景)

憲法 99 条に「公務員は、憲法を尊重し擁護する義務を負う」とあり、教育基本法は前文において「日本国憲法の精神にのっとり、一この法律を制定する」とあり、中学校学習指導要領第 1 章第 1 (教育課程編成の一般方針) には「各学校においては、教育基本法一並びにこの章以下に示すところに従い、一これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする」とあります。即ち義務教育は、日本国憲法の精神にのっとり行われなければならないのであります。従って中学校歴史教科書の採択に当たりましては、何れの教科書が日本国憲法の精神が色濃く反映されているかの視点に立って、行われるべきであります。

中就、中学校の歴史教科は、憲法条文の中で至高とされる第 11 条「国によって永久に保障される国民の基本的人権」の歴史的生成の過程を学ぶ教科であります。

その基本的人権とは自由・正義・世界平和の基本として国連が定めた概念の翻訳語であって、「国民が古から大切にしている事柄・領土・財産・習慣並びに、家族(父、母、児童からなる)とその共同体の人々が同等で固い絆で結ばれた無窮の愛のこと」であり、国民の大義を表しています。これは、わが国政府も条約締結により認めている国際理解であり、わが国だけの勝手な理解ではありません。以上

追って、本請願は、神奈川県教育委員会委員長 平出彦仁殿宛に 5 月 30 日付同文にて、請願させていただきます。

議案第 23 号

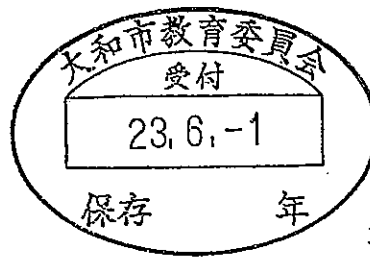
中学校歴史教科書採択に関する請願（その 2）について

中学校歴史教科書採択に関する請願（その 2）について、審議願いたく提案する。

平成 23 年 6 月 24 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正



平成23年5月31日

大和市教育委員会 委員長 青蔭文雄 殿

横浜の教育を考える会 代表

< 中学校歴史教科書採択に関する請願 (その2) >

(請願の趣旨) 中学校歴史教科書の採択に当たりましては、生徒たちに国際的負い目を背負わせる記述のある教科書の採択を排除していただきたく、請願いたします。

(請願の理由、背景) 中学校歴史教科書は、日本史の教育であります。特に近現代史を理解する場合に、生徒たちを正しい理解に導き、ひいては真理を求める態度を養う教育基本法の教育目標を達成するためには格別の注意が必要です。

生徒たちが卒業して社会人となったとき、精神的に負い目を負って外国人と対するならば、本人ばかりでなく、末代までも負い目を残す結果を招来することになりかねませんので、断固としてこれを払拭すべきです。国際的負い目を背負わせる教育は、生徒たちとその子孫の生きる力を育む教育にはなりません。国家衰退を招来します。

なお、負い目を抱かせない教育のために、以下に2例をご参考までに記します。

- 1、1951年5月3日アメリカ合衆国議会上院、軍事外交合同委員会におけるダグラス・マッカーサー元帥証言 (アメリカ合衆国の公文書)

「日本は、絹産業以外には、固有の産物は殆ど何も無いのです。彼らは綿がない、羊毛がない、石油の産出がない、錫がない、ゴムがない。その他実に多くの原料が欠如している。そしてそれらの一切のものがアジアの海域には存在していたのです。もしこれらの原料の供給が断ち切られたら、1千万から1千2百万の失業者が発生するであろうことを彼らは恐れていました。従って彼らが戦争に飛び込んでいった動機は、大部分が安全保障の必要に迫られてのことだったのです。」

- 2、清国の植民地化と清国人の奴隷化と買弁化

明治維新から大東亜戦争終戦に至るまで、日本人の心に脈々として流れていた血潮は、西欧諸国の植民地にさせない、奴隷にならない、買弁とならない、独立の精神であります。1862年23歳の高杉晋作が上海に密航し、植民地化した清国の現実に慄然として帰国し、報告を聞いた長州藩はその翌年、乞食同然の伊藤俊介はじめ、井上門多ら5人を英国に留学させ、国家の歩むべき道を見出し、その後植民地化を推進する西欧諸国とその買弁となった支那人との闘争の歴史が国を挙げて続くのであります。その日本の独立の精神は、終戦後国連憲章に引き継がれて、植民地、奴隷、買弁もこの世界から無くなり、大中小多くの国家が独立して、同等の立場を認め合い、国内では家族の絆を核とした共同体を尊重する世界ができたのです。その国連憲章の下に当然にわが国は、きわだって発展を遂げることができました。しかし、国際的負い目を背負う畏にはめられて、独立精神が発揮できないでいれば、やがて諸外国の餌食になり、国家が無くなり、奴隷と成り下がるのが現実です。教育委員会には、長州藩の英明な行動が今の世では何であるか、お考えいただければと思うのであります。以上

追って、本請願は、神奈川県教育委員会委員長 平出彦仁殿宛に5月30日付同文にて、請願させていただきます。

議案第 24 号

中学校公民教科書採択に関する請願（その3）について

中学校公民教科書採択に関する請願（その3）について、審議願いたく提案する。

平成 23 年 6 月 24 日提出

大和市教育委員会


教育長 滝澤 正

23.6.21

保存 年

平成 23 年 6 月 19 日

大和市教育委員会 委員長 青蔭文雄 殿

横浜の教育を考える会 代表 

< 中学校公民教科書採択に関する請願 (その3) >

(請願の趣旨)

東京書籍の中学公民教科書は、憲法、教育基本法、学習指導要領、国際人権条約(社会権規約と自由権規約とがある)等の諸法規に反する記述が多いので、不採択として下さいますよう、ここに請願いたします。

(請願の理由)

以下法的根拠等について、項目毎に理由を申し述べます。

1、34 ページ 2、人権の歴史 人権思想の成立

(1) 「人権とは、生まれながらに持っている人間としての権利」とあります。

しかしながら、国際人権条約第5条2項には、法律や習慣も基本的人権の一部とされていますので、礼儀、作法、道徳、文化、伝統等習俗、習慣等の後天的なものも含まれます。従って、教科書の記述は条約と異なり、国際理解に合っていません。

(2) 「(人権は) 国王などの権力者の支配と戦い、自由を勝ち取ってきました」とあります。しかしながら、憲法11条に規定する「基本的人権」と憲法12条「自由と権利」を総称する人権は、西欧の人権・思想史とは直接関係無く、昭和20年に発効したばかりの国連憲章の精神をGHQ(国連占領軍当局)を通じて採り入れたものであります。

20世紀において、西欧の植民地政策国家間に鋭い対立が生じて、それに植民地化を拒み独立を望む新興国であるわが日本も対立に加わって、2度にわたる世界大戦が発生しました。このような事態を省みて、再び大戦争が起きない世界の枠組みとして、国連憲章が創られました。それは世界の正義、自由、平和の基本とする概念を国民の基本的人権と定め、これを国家が尊重し、且大中小の国家が同等に尊重することにしたのであります。昭和32年、わが国は国連に加盟し、国連憲章の遵守を約束しています。

従って、教科書の人権は、国連憲章の人権と異なり、独創的にして国際理解に合わない記述であり、国家の形成者として必要な資質を養うことになりません。

2、35 ページ 2、人権の歴史 「日本人の人権思想のめばえ」

現在の尺度で、明治憲法をさげすんでおり、学習指導要領の目標「自国を愛することを自覚させる」心を育むに反しています。独立国であるための必須条件とされている立憲(法治)政治が、西欧諸国以外で始めて制定されたものであるから、先人の偉業をたたえ、日本人の誇りを教えるべきであります。

3、37 ページ 「象徴」としての天皇

天皇が国民統合の象徴で現にある所以は、主権者たる国民が古より心の拠り所として天皇に親しみと敬意を抱いてきている証左であり、そのことが全く記されていま

せん。「お飾り」と言わんばかりの貶める記述しか成されていないのです。

この教科書は、173 ページの結語に「地球市民の立場に立って、国境をこえて連帯し協力するグローバルな市民社会が、今正に求められているのです」と、別世界を求める教科書であります。

このように、「国家及び社会の形成者として必要とされる基本的資質を養う」という教育基本法の「教育目標」に適う教科書ではありません。

4、38 ページ 4、日本の平和主義 平和主義と憲法

憲法第9条は、国民の決意表明文でありまして、この条文があるからと言って平和主義とはいえません。他国との協調を軽視して、一国平和主義に偏った教科書は、国策を誤りかねませんので、採択すべきではありません。

わが国は、サンフランシスコ平和条約、日米安保条約、国際連合加入等によって、憲法9条の規定の欠陥を補い、他国と協調して安全保障を確保する政策の実施の結果が、今日の平和と繁栄を実現してきていることについて、生徒に自覚させるべきです。

5、38 ページ 4、日本の平和主義 自衛隊と日米安全保障条約

自衛隊は、憲法第73条（内閣の事務）の下に任用された列記とした国家公務員であります。その任務は、他の国家公務員と同じく憲法11条に定める国が国民に永久に保障した基本的人権尊重義務に対し奉仕する義務を負っています。国民に保障した永久の義務を公務員として果たすためには、無限の努力が要請されています。

武力や戦力を持つとか交戦するかどうかは、最高司令官である総理大臣の判断に委ねられています。主権者たる国民が、自衛隊員の奉仕が必要であるから任用しているのだから、国民のために奉仕活動を行っている自衛隊について、世界では通用しない一国平和主義の定規をあてはめて、自衛隊員の公務遂行の意欲を殺ぐ記述のある教科書は、憲法違反であり採択すべきではありません。

6、40 ページ 1、基本的人権と個人の尊重 人権を保障すること

「個人の尊重」という単数の人を尊重する言葉を多用し、「差別を無くす」などの人権保障を、「国家はこれを推し進めなければなりません」としています。

しかしながら、「個人の間の差別を無くす」ということは、国民個人の「自由と権利」に属するものでありますので、憲法12条により「国民の不断の努力によりこれを保持する」ことを、憲法が保障しています。つまり、憲法12条は、個人の自由と権利の保障を「国家が推し進めるべきものではない」と規定しており、教科書の記述は憲法12条に違反します。憲法14条の法の下での平等を推し進めるものです。国民は「自由と権利」が自由であることを謳歌し、それが自由主義の真髄であり、又、憲法前文「わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保」することになるのです。

なお、憲法13条「すべて国民は、個人として尊重される」は、先に規定されている憲法12条の「個人の権利は国民の不断の努力により保持する義務に対する保障」について、国家は優先させるとしているので注意を要します。

因みに、GHQの作成した憲法13条関係条文の原語を見ると次の通りです。

All Japanese by virtue of their humanity shall be respected as individuals.
即ち、individuals と複数でありますので、「個人」と単数で訳すのは誤りです。

「すべて国民は、家族とその共同体の人々として尊重される」と理解を改めるべきであります。

なお、国際人権条約には、「家族（父、母、児童からなる）とその共同体の固有の尊厳及び同等で固い絆＝愛」即ち「基本的人権の尊重」という規定がありますが、「個人の尊重」あるいは「個人の権利の尊重」という規定はありません。

7、41ページ 1、基本的人権と個人の尊重 子どもの人権

「子ども（児童）の権利条約」とあるが、正しい表現「児童の権利条約」に正すべきです。児童の権利条約は、後進国がユネスコ等からの援助物資引き換えに署名を求められることによって、法律が整備されていないこれらの国々の法体系をつくり、児童を法の下に保護しようとするために創られたものであります。立憲政治百年に及ぶわが国の身丈に合わない条約であります。したがって、国際人権条約の下位条約（Convention）は、普通は「自由と権利」についてのみ定められていますが、この児童の権利条約だけは、「自由と権利」と「基本的人権」の両方が書かれています。そこで教科書は、国が尊重することを約束している基本的人権である児童の「アイデンティティの保全」は何故か記述していません。その一方において、国が関与してはならない国民の自由と権利である児童の「意見を表明する権利」「休息し遊ぶ権利」等について国の関与を求めています。

これは、前者は条約遵守義務違反であり、後者は憲法12条違反に該当します。

8、43ページ 2、平等権と共生社会 アイヌ民族への差別撤廃をめざして

日本人は、日本という国土の中にあつた数知れない異民族と共生することによって、日本民族を形成してきました。アイヌ民族もその一つでありまして、アイヌの人の文化・伝統を含む基本的人権は、日本民族の基本的人権の一部となって、国が永久に尊重し、保障する対象としてきています。本来アイヌ人は白人種であります。今やどの人たちも日本人と変わらないほど同化して共生して、日本国民となっています。教科書は、同化して共生し差別の無い状態にあるものに対して、判決を得ずに差別があると断定（憲法12条違反）して撤廃を求めることは、国民分断意識を植え付けるものであって、国家の形成者を養うという教育基本法の教育目的違反に該当します。教科書は、40ページで「個人の尊重」を強調し、一方ではアイヌ民族、在日韓国・朝鮮人、部落人という「集団の尊重」を強調し、一貫性に欠けています。

9、43ページ 2、平等権と共生社会 在日韓国・朝鮮人への差別撤廃

「この人たちの多くは、1910年の日本の韓国併合による植民地統治の時代に、日本への移住を余儀なくされた人たちや、意思に反して日本に連れてこられて働かされた人たちとその子孫です」とあります。

しかし、わが国は韓国を「併合」したのであって、「植民地統治」や「強制連行」した事実もありません。殖民のために日本が朝鮮半島の人々の土地を奪った事例のないことは、ソウル大学経済学部李榮薫教授ら当の韓国人が指摘済みです。事実と異なる虚偽を公教育の教科書に掲載し、生徒に「自国侮辱の心」を育むような教科書は、学習指導要領にある国民主権を担う公民として必要な基礎的教養に該当せず、且、自国を愛する心を育む教育に反するものであります。

史実に拘わらず自国侮辱教育は、国民に永久に保障された、固有の尊厳に由来する

基本的人権の永久尊重に対する教育公務員の義務違反に該当します。

(平易な言葉に置き換えて説明します。史実であるからといって、あなたの先祖は泥棒でした、人殺しでしたという教育は、教育とは言えないのです。そのようなことを記述している教科書は教科書と言わないのです。歴史、伝説に則して、先祖や過去にこのような立派な人がいましたと教えるのが教育です。これは世界の常識です。神奈川県は、世界の常識をもって、憲法の下で教育行政を行うべきです。)

10、48 ページ 3、自由権 自由に生きる

次の記述は虚偽であり、且明白に憲法 12 条に違反します。

「自由は、公共の福祉のために制限されますが、その制限は本当に必要なときにしか認められません。」

これに対し憲法規定は「常に公共の福祉の為にこれを利用する責任を負う」です。

11、48 ページ 3、自由権 精神の自由

「国家が特定の意見を、この意見は良くないと、決めつけて発表を禁止したら、民主主義は成り立たなくなります」と、否定的に記述しています。

自由権、社会権も、憲法 12 条に属する個人の自由と権利ですから、これを不断の努力で保持し、常に公共の福祉の為に使用しなければならない国民の義務という国の制限を設けています。このようにして自由民主主義の法秩序、社会秩序が保たれることを、生徒に確かと教育しなければなりません。

この教科書は、このように国が私権の行使に節度を設けて社会秩序を保つ仕組が、邪魔でならないとばかりに否定的に述べており、これであっては心身ともに健康な国民の育成に反します。全く公民教育に適しません。

12、51 ページ 4、社会権 教育を受ける権利

教育を受ける権利だけで、授ける義務の記述がありません。

義務教育を受ける権利も授ける義務も、法の定めるところにより、教育権は保護者にあることが憲法により保障されています。(教師には、教育権はありません。念のため。) 保護者はこの被保障権に基づいて、教育公務員を奉仕者に任用して、法の定めるところにより、子弟に対する教育権を行使します。

従って教育公務員が、法の定めるところでない教育を行う場合は、国家も保護者もこれを禁止します。更に、憲法前文規定により、自由民主主義以外の社会主義、全体主義等一切排除し、憲法擁護の教育を行う義務があります。生徒は、このような教育を受ける権利があります。

13、53 ページ 5、人権保障を確かなものに 人権と「公共の福祉」

教科書に「人権を不当に制限している法律は憲法違反です。しかし、法律による人権の制限が憲法違反ではないということもあります。これはどういうことでしょうか」とあります。

その原因を不明のままにして、「公共の福祉」による制限を問題にしています。つまりこの教科書は、法秩序を理解していないことと、物事の軽重が判断できずに、個人の権利の尊重ばかり唱えているのみの教科書であるからこうなるのです。

(個人の権利尊重に傾斜した政治は、国による尊重の措置がとられる都度、権利が増大する人が出る一方において、他方の人の権利の抑圧が生じます。それを繰り返すことによって、政治の中樞に居る人は権力の集中を図れますので、行き着く先は自由が許されない全体主義国家あるいは、社会主義国家であります。

このような国家になることのないように次の装置が憲法に仕込まれています。

第1の装置は「国は国民の基本的な権利(固有の尊厳)の永久の尊重を保障すること」

第2の装置は「国は国民の自由と権利(私人間の権利)の確保を保障すること」

第3の装置は「但し国は国民の自由と権利を国民の不断の努力で維持する義務と並んで、国民が常に公共の福祉の為に使用しなければならない義務を保障すること」(「公共の福祉」の中には、「国による国民の基本的な権利に対する永久の保障」が入ると考えるのが自然な考え方です。)

往々にして、被差別者が差別者との間の私的権利の争いに関して、国民の不断の努力による司法府で解決をはかるのではなく、行政府、立法府がこれに関与することによって、上記第3の装置が破られて、国民の自由が消えていきます。

私は公民教育では、このような法秩序をキチンと学ばせるべきであると思います。)

14、56 ページ 2、グローバル社会と人権 人権保障の国際的広がり

(1) 「とりわけ非民主的国家では人権が踏みにじられています」とあります。

しかしここで採り上げられた事例は、民主的国家のカナダとオーストラリアであって、非民主的国家であって世界最大の人権蹂躞国家である中国に関しては、黙して語らない態度はこの教科書が偏向していることを示す具体例であります。

(2) 「国際的な人権保障を実現するためには、国境を超えて連帯するNGOの活躍も注目されます」とあります。

わが国の場合は、ジュネーブに事務所を持つ同和関係のNGOの活躍がめざましく、昨年国連・児童権利委員会(ジュネーブ)からわが国政府に対し、次のような勧告を行わせています。「人権擁護法を作れ」「ODAや国連分担金を増やせ」「家族擁護から個人擁護に民法を変えよ」「日本の解釈のみを反映している歴史教科書を変えよ」等々の内政干渉です。日本のNGOが、わが国の主権侵害について外国機関を誘導する敵対的行動をとっている事実を知りながら、NGOの存在を生徒に知らしめる教科書は、自国を愛する心を育むという学習指導要領に反します。

15、173 ページ 6、地球市民として

結語に「わたしたち一人ひとりが地球市民の立場に立って、国境をこえて連帯し協力するグローバルな市民社会が、今まさに求められているのです」とあります。

憲法以下教育行政諸法が育むよう求めているのは「国家及び社会の形成者としての国民の育成」であり、且「国民主権を担う公民」であります。主権者たる国民でない国籍不明の「地球市民」とか「グローバルな市民社会」の人々を育むために、わが国の義務教育制度があるわけではありません。

「脱国家」志向の地球市民を育む教育は、公務員の憲法擁護義務違反に該当します。

本教科書は、地球市民の育成が今正に求められていると結語としているので、本教科書全体が憲法以下すべての教育行政法に違反する教科書であることを自認しているとんでもない教科書なのであります。以上

追って、本請願は6月16日付同文にて、神奈川県教育委員会に受理されています。

報告第 2 号

大和市学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 40 年大和市教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 2 項の規定により、別紙のとおり教育長が事務を臨時に代理したので、同条第 3 項の規定により承認を求める。

平成 23 年 6 月 24 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正